

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	筆筥町法律事務所 弁護士 清水政彦
【住所又は本店所在地】	東京都港区南青山2-2-15 ウィン青山9階
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	平成28年11月25日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	新華ホールディングス・リミテッド（新華控股有限公司、Xinhua Holdings Limited）
証券コード	9399
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所

【提出者に関する事項】

1 【提出者（大量保有者）／1】

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	ワンハート インターナショナル リミテッド (One Heart International Limited)
住所又は本店所在地	イギリス領ヴァージン諸島 VG1110 トルトラ ロードタウン 私書箱933 J & Cビル3階 (3rd Floor, J & C Building, P.O. Box 933, Road Town, Tortola, VG1110, BVI)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区南青山2-2-15 ウィン青山9階 弁護士 清水政彦
電話番号	03-6869-8499

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書（1）
訂正される報告書の報告義務発生日	平成28年11月11日
訂正箇所	訂正報告書の提出事由として、共同保有者の減少を追加するものです。

（訂正前）

【表紙】

【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上減少したこと

（訂正後）

【表紙】

【変更報告書提出事由】

株券等保有割合が1%以上減少したこと
共同保有者の減少